改正後

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験	一般課程	一　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科一般課程学生の官職
	航空課程	二　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科航空課程学生の官職
	管制課程	三　（略）
	海洋科学課程	四　（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験	一般課程	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	
	管制課程	（略）
	海洋科学課程	

改正前

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験	船舶運航システム課程	一　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科船舶運航システム課程学生の官職
	航空課程	二　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科航空課程学生の官職
	情報システム課程	三　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職のうち、海上保安学校本科情報システム課程学生の官職
	管制課程	四　（略）
	海洋科学課程	五　（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）
海上保安学校学生採用試験	船舶運航システム課程	（略）
	（略）	（略）
	情報システム課程	
	管制課程	（略）
	海洋科学課程	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に実施中の海上保安学校学生採用試験の区分試験及びその対象となる官職並びに試験種目については、なお従前の例による。

第三条　任命権者は、令和七年四月一日以降、人事院規則八―一二（職員の任免）第八条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一海上保安学校学生採用試験の項中船舶運航システム課程の区分試験に係る採用候補者名簿に記載された者の中から、職員を海上保安学校本科一般課程学生の官職に採用することができる。

（準備行為）

第四条　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一海上保安学校学生採用試験の項中一般課程の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。